

平成 17 年 5 月 27 日

資料 3-2-1

第 3 回貸金業制度等に関する懇談会
説明内容

社団法人 全国貸金業協会連合会

平成 17 年 5 月 27 日

(第 3 回貸金業制度等に関する懇談会)

説明内容 (レジュメ)

(社) 全国貸金業協会連合会

会 長 小倉 利夫

1. 当連合会の概要等

- (1) 沿革 資料「全金連のご案内」2 頁
- (2) 目的 資料「全金連のご案内」2 頁
- (3) 理事会の構成 資料「全金連のご案内」5 頁
- (4) 貸金業協会の会員数・加入率等 資料 1~3 頁
 - 登録済件数：18,022 (財務局登録 763、知事登録 17,259)
 - 協会員数：7,754 会員
 - 協会加入率：43.0%
 - 廃業(退会)の増加(平成 15 年度)
 - ・ 東京都貸金業協会の調査(資料 4~5 頁)
- (5) 業態の多様性 資料 6 頁
 - 12 業態の存在
- (6) 貸付残高(業態別) 資料 7 頁
 - 合計 46 兆 8,040 億円(消費者向無担保貸金業者は、11 兆 7,169 億円)
- (7) 与信審査のための信用情報機関 資料 8~9 頁
 - 登録数
 - ・ 消費者金融：約 1,931 万人(平成 5 年度は 1,066 万)(資料 8 頁)
 - 照会件数(平成 15 年度)

- ・ 消費者金融：約 1 億 3,694 万件（平成 5 年度は約 7,244 万）（資料 9 頁）

2. コンプライアンス及び資金需要者等の利益保護のための取り組み

(1) 研修 資料 10～11 頁

○ 法定研修等（資料 10 頁）

- ・ 「法定研修」（規制法 29 条）：従来から法に定められていた研修制度。
基礎編：貸金業規制法と出資法の趣旨の周知を図ることを目的としたもの。
実務編：貸金業務に必要な法律知識を習得することを目的としたもの。
- ・ 金融取引管理者研修、更新研修と合わせた受講者は、通算 40 万人を超える（407,590 人）。
金融取引管理者研修：実務編を終了した協会員またはその社員を対象に実施するもの。
更新：最終終了課程の合格日から 3 年を経過した者を対象に実施するもの。
- ・ 資料の（ ）内は、協会員またはその社員数。

○ 貸金業務取扱主任者研修（資料 11 頁）

- ・ 「貸金業務取扱主任者」（規制法 24 条の 7）の制度：貸金業者の営業所または事務所ごとに選任され、従業者に対して、法令を遵守し業務を適正に実施するために必要な助言・指導を行う者として、平成 15 年の法改正により新設。コンプライアンスを重視して、平成 16 年度から実施。
- ・ 昨年度、約 3 万 6 千人（36,275 人）が受講。

(2) 各貸金業協会における苦情処理活動 資料 12～13 頁

○ 苦情受付件数（資料 12 頁）

- ・ 平成 15 年度は 9,263 件。14 年度をピークに減少。
- ・ 昭和 62 年～平成 15 年の合計は、4 万 5,896 件。

○ 相談受付件数（資料 13 頁）

- ・平成15年度は、9万1,562件。14年度をピークに減少。
- ・昭和62年～平成15年の合計は、99万2,617件

(3) (財)日本クレジットカウンセリング協会への賛助 (資料14～16頁)

3. ヤミ金融等に対する取り組み

- ヤミ金融苦情受付ダイヤルの実施 (平成14年) (資料17～18頁)
- トイチ業者の実態 (東京都貸金業会の調査) (資料19～22頁)

4. 現行制度の下での貸金業者の現状

(1) 貸金業規制法と現代の取引形態 資料23～26頁

- 制定 (昭和58年) から20年余りが経過。
- 現代の取引形態と法律とのギャップ
 - ・ ATMによる取引の増加。(資料23頁表14)
 - ・ しかし、銀行提携ATMでは、法令 (17条・18条等) の要件を充たし得ない。
 - ・ また、預貯金口座への払込等については、法律 (18条2項) では18条書面 (受取証書) の交付は弁済者の請求があった場合に限り適用すると緩和されているが、司法の段階では、交付がなければ、みなし弁済 (43条) が認められていない。
- 資金需要者の利便性を図り、17条・18条書面を簡素化する必要。

(2) 出資法の上限金利と資金需要者のニーズ

- 上限金利の低下によって、与信を引き締めざるを得ず、貸付け可能な資金需要者の範囲が狭まった。(資料27～28頁)
- その結果、資金需要者のニーズに応えられず、資金調達の途を閉ざされた資金需要者がヤミ金融の犠牲になる危険。

○ 資金需要者にとっての利便性（選択肢の拡大）

○ リスクに見合った適切な金利が望まれる。

(3) 廃業者の増加 資料 4～5 頁

(4) 自己破産申立件数の推移 資料 29～30 頁

(5) 過払金返還請求の増加（東京都貸金業協会の調査） 資料 31～34 頁

○ 返還された過払金総額

・ 平成 14 年度、過払金返還請求を受けそれに応じた業者は 106 社（全体の 3 割）。

・ うち、無回答の 16 社を除く 90 社の返還金額は、合計 85 億 6 千万円（資料 32 頁図表 20）。

○ 過払金返還請求に伴う債権放棄額

・ 94 社の合計で、113 億 5 百万円（資料 33 頁図表 22）。

○ 上位 4～5 社の大規模企業については、1 社あたりの債権放棄額は平均 14 億 5,700 万円、また、過払金返還額は、平均 15 億 3,700 万円、その平均合計額は約 30 億円（29 億 8,400 万円）。

5. 貸金業者の必要性

○ 高リスクの資金需要者の救済 → ヤミ金融被害の防止

○ 大手業者と中小零細業者の、客層による棲み分け。

6. 金利と営業コスト

○ 5 万円を（年率 29.2%の利息で）30 日貸した場合 → 利息は 1,200 円

・ その 1,200 円の中から、情報センターへの照会料を支払い、申込書・借用書の作成費用などを負担しなければならない。